

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



令和5年
7月号

令和5年

7月号

「限度額適用認定証」をご存じですか？

医療費が高額になりそうな時は、あらかじめ限度額適用認定証の手続き（※1）をすることで各医療機関ごとの窓口（※2）でのお支払いが**自己負担限度額まで**（※3）で済みます。

- ※1 70歳以上の方で標準報酬月額が28万円未満の方と83万円以上の方は、保険証と併せて高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが自己負担限度額まで済みます。
- ※2 医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。
- ※3 1か月(1日～末日)に入院や外来など複数の受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

<限度額適用認定証の発行までの流れ>

「限度額適用認定証」をご利用いただくには、**申請が必要**です。

▶申請書の入手方法

- ・協会けんぽのホームページから印刷
- ・協会けんぽへ電話で依頼
- ・医療機関窓口を設置されているところもあります（各医療機関へご確認ください）

①「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽへご郵送ください。

※非課税の場合、申請書が異なります。



②協会けんぽ受付から10日前後で「限度額適用認定証」が届きます。



③保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。



<窓口での支払額は違う?>

(例) 総医療費(10割):100万円、標準報酬月額:28万~50万円、窓口負担:3割 の加入者様の場合

限度額適用認定証を**利用した**場合
病院窓口での支払金額：**87,430円**

80,100円
+
(総医療費1,000,000円-267,000円) × 1%

◆ 高額療養費の申請は不要です

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、**支払い時の負担が自己負担限度額まで済みます。**

限度額適用認定証を**利用しない**場合
病院窓口での支払金額：**300,000円**

総医療費 1,000,000円 × 3割

◆ 高額療養費の申請が必要です

「高額療養費支給申請書」をご提出いただきますと、**後日212,570円が払い戻されます。**

※通常、払い戻しには、診療を受けた月から4か月程度お時間をいただきます

オンライン資格確認のシステムが導入されている医療機関では、マイナンバーカードにより資格情報等の照会が可能です。システムの導入状況については、直接医療機関へお問い合わせください。

※導入されていない医療機関においては、従来どおり保険証や限度額適用認定証等が必要です。

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内①番)

◆ ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします ◆

お知らせをお送りする方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

令和5年度に2回 お知らせを送付します

- 1回目のお知らせ→令和5年8月ごろ
- 2回目のお知らせ→令和6年1月ごろ
- ◆ 加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付します。

お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**自己負担軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が図られて
いるものもあります



- 製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良** にがみ等を抑えた味に改良。

ジェネリック医薬品と先発医薬品（新薬）の主な違いは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合があります。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

また、患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こり得ます。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

【お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、下記までお知らせください。】

【お問い合わせ先】 企画総務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内④番）



全国健康保険協会 鹿児島支部

協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL：099-219-1734(代表) FAX：099-219-1743

メルマガの
登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島
検索